

お取引先 各位

独立行政法人国立美術館

見積書・請求書への押印省略について(お知らせ)

当法人にご提出いただく見積書・請求書の押印の省略について、下記のとおり運用を開始することとなりましたので、お知らせします。

記

1 押印省略時の見積書・請求書への記載事項

押印を省略する場合は、当該書類に発行責任者、担当者の所属・氏名(苗字のみは不可)、連絡先電話番号、口座情報(請求書のみ)を必ず記載してください。

連絡先は「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載してください。個人事業主などで複数回線の電話番号がない場合は1回線の記載も可能です。

- ・発行責任者⇒ 代表取締役または支店長、営業所長など契約の権限を委任されている者
- ・担 当 者⇒ 本取引に関する事務を担当する者

2 押印を省略した書類の提出方法

PDF形式のファイルで、組織メールアドレス宛の電子メールに添付して提出してください。

3 本件取扱い開始日

本件の取扱いは、令和6年4月1日より運用開始とします。

4 留意事項

- (1)会社印及び代表者印のある書類については、電子メール添付のほか、これまでのとおり、お持ち込みや郵送による提出も可能です。
- (2)ご記載の連絡先には、確認のため必要に応じて当法人から連絡する場合がございます。
- (3)「発行責任者、担当者の所属・氏名、連絡先電話番号、口座情報」の記載は、メール本文ではなく、必ず書類に記載してください。記載がない場合は押印の省略はできません。